

スイス協定	スイス協定附属書2第1条から第13条まで
ベトナム協定	ベトナム協定第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
インド協定	インド協定第3章第26条から第33条まで及び第35条から第39条まで
ペルー協定	ペルー協定第3章第38条から第51条まで
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3章第3・1条から第3・7条及び第3・9条から第3・13条まで
モンゴル協定	モンゴル協定第3章第3・1条から第3・7条まで及び第3・9条から第3・14条まで

68-5-3 削除

(経済連携協定の品目別規則の取扱い)

68-5-4

- (1) 関税分類変更基準又は加工工程基準を用いた品目別規則(下記(2)表中第3欄に掲げる規定を含む。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。
- (2) 次の表に掲げる協定において、同表第2欄に掲げる品目別規則は全ての品目に対して定められておらず、品目別規則が定められていない品目に関しては、同表第3欄に掲げる規定が適用されることとなるので留意する。

経済連携協定	品目別規則	品目別規則が定められていない場合に適用される規定
アセアン包括協定	附属書2	第26条1
スイス協定	附属書2付録1	附属書2第4条1
ベトナム協定	附属書2	第26条1
インド協定	附属書2	第29条1

- (3) 産品が原産資格割合及び域内原産割合(以下、この節において「原産資格割合」という。)並びに産品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第2欄から第4欄までのとおりとする。

経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い
メキシコ協定	原産材料又は非原	原産材料又は非原	考慮しない。

	産材料として考慮する。	産材料として考慮する。	
マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
チリ協定	考慮しない。	考慮しない。	考慮しない。
タイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インドネシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
ブルネイ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
アセアン包括協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
フィリピン協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
スイス協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
ベトナム協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
インド協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
ペルー協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
オーストラリア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。
モンゴル協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。

(4) 原産資格割合を用いたシンガポール品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の製品の価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦であることが必要とされる。

イ 「原産資格割合」は、次により算出する。

$$\text{原産資格割合 (\%)} = \frac{\text{F O B 価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{F O B 価額}} \times 100$$

この場合における用語の意義は次による。

(イ) 「F O B 価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出国における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。

(ロ) 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。

なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のC I F 価格(関税評価協定に従って決定される価格)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、シンガポール協定第26条に規定する「十分な変更とみなされない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。

ロ 上記イの(ロ)により規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。

$$\text{非原産資格価額} = \text{材料価額の総額} - \text{すべての材料の原産資格価額}$$

この場合において、

(イ) 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべての材料の価額の総額をいう。

(ロ) 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。

ハ 上記ロの(ロ)における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。

(イ) 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条1の適用による本

邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が40%以上である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例：40%→100%)。

(ロ) 各材料が上記(イ)の要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする(例：39%→39%)。

(5) 域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則における製品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。

$$\text{域内原産割合(\%)} = \frac{\text{製品の取引価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の取引価額}} \times 100$$

この場合における用語の意義は次による。

イ 「製品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が製品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該製品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条3、4及び5に特別の規定が定められているので、留意する。

ロ 「非原産材料価額」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。

(イ) メキシコ協定第24条4(a)の規定により、製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めない。例えば、メキシコ品目別規則において満たすべき域内原産割合が60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が70%、非原産材料の価額の割合が20%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たって考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。

(ロ) メキシコ協定第26条の規定に基づき製品の生産者が中間材料(後記ハ参照)として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条4(b)の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。

(ハ) 域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与える

こととならない作業によって付加された価値については当然算入することになるので留意する。なお、メキシコ協定の下での原産品の認定に当たっては、協定第34条に規定する作業のみにより付加された価値が、メキシコ協定附属書4に定める割合を満たす場合は、メキシコ協定の下での原産品とはならないことに留意する。

ハ 製品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の「9. Other instances」の欄に「IM」と表示される。

ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、メキシコ統一規則の附属書1に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第4章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。

(6) マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、インド協定、ペルー協定、オーストラリア協定又はモンゴル協定に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、製品が締約国原産品と認定されるためには、当該製品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業（インド協定については、同協定第33条、ペルー協定については、同協定第42条、モンゴル協定については、同協定第3・7条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業）を行う場合）であることが必要であるので留意する。

イ 原産資格割合は、次により算出する。

$$\text{原産資格割合(\%)} = \frac{\text{FOB 価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{FOB 価額}} \times 100$$

なおチリ協定については、他に

$$\text{原産資格割合(\%)} = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{FOB 価額}} \times 100 \quad \text{を、}$$

インド協定及びモンゴル協定については、他に

$$\text{原産資格割合(\%)} = \frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{F O B 価額}} \times 100$$

を選択し適用することができるものとする。

この場合における用語の意義は次による。

(イ) 「F O B 価額」(チリ協定では「製品の取引価額」に読み替える。)

とは、輸出締約国から送り出される貨物の輸出締約国の送出国における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、製品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び製品の本船渡し価額が存在しない場合には関税評価協定第1条から第8条まで(チリ協定では「第2条から第7条まで」とする。)の規定に従って決定される価額とすることに留意する。

(ロ) 「非原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際のC I F 価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価格であり、当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用を除外することができるので留意する。

(ハ) 「原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条、インド協定第30条及びモンゴル協定第3・4条の規定に従って決定される価額をいう。

ロ 原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ協定の下での締約国原産品の認定に当たっては、協定第40条に規定する作業のみにより付加された価値が、チリ協定附属書2に定める割合を満たす場合は、チリ協定の下での締約国原産品とはならないことに留意する。

ハ 上記の原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、当該製品の非原産材料価額には、当該製品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。

(7) スイス協定における「V N M」とは、製品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額であり、製品が締約国原産品と認定されるためには、スイス協定附属書2第4条1(a)に定める価額の割合又は同協定附属書2付録1品目別規則に定める「V N M」の割合以下である生産又は作業が最後に行

われた国の関税地域が、スイス又は本邦の関税地域（スイス協定第3条(b)に定める関税地域をいう。）であることが必要であるので留意する。

イ 産品がスイス協定附属書2第4条1(a)及び2に定める価額の割合、又は同協定附属書2付録1品目別規則に定める「VNM」以下の割合であるかどうかの算出は、次により行う。

非原産材料の価額

$$\text{割合 (\%)} = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{産品の工場渡し価額}} \times 100$$

産品の工場渡し価額

この場合における「産品の工場渡し価額」とは、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行った者への支払いに係る価額であり、当該価額には使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、産品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。また、「非原産材料の価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際の CIF 価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の関税地域における確認可能な最初の支払いに係る価額であり、当該締約国の関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の関税地域において要する他の費用を除外することができるので留意する。

ロ スイス協定附属書第4条1(a)及び2に定める価額の割合、又は同協定品目別規則に定める「VNM」の割合を計算するに際し、同協定に規定される原産品としての資格を与えることとならない工程によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、スイス協定の下での原産品の認定に当たっては、スイス協定附属書2第7条に規定する作業のみにより付加された価値が、スイス協定附属書2付録1品目別規則に定める割合を満たす場合には、スイス協定の下での原産品とならないことに留意する。

ハ なお、「VNM」の計算に際し、当該産品の非原産材料価額には、当該産品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。

(8) 繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第1欄の経済連携協定に対応する第2欄に掲げる解説を参考にするので留意する。

経済連携協定	運用上の手続規則
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙4
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙7
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙4

ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 4
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 6
モンゴル協定	モンゴル運用上の手続規則別紙 3

なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。

- (9) 品目別規則において、製品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「アセアン第三国ルール」という。)等が適用されている場合、当該材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、次表第2欄の書類とする。

経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類

なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。

68-5-5 削除

(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)

68-5-6 令第61条第1項第2号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。

- (1) 「原産地が明らかであると認めた貨物」とは、経済連携協定に係る輸出締約国に固有の生物や当該輸出締約国のみで得られる産品(以下輸出締約国固有の産品という。)であって、輸出締約国からの過去の輸入実績のうち当該輸出締約国固有の産品がHS 6桁の輸入実績の太宗を占めるものとして別に事務連絡する貨物とすることとし、締約国原産地証明書等の提出を省略させるものとする。ただし、EPA税率の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記68-5-7の(1)から(3)までに規定する書類等によっても締約国原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。
- (2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物(令第61条第1